



島根県報

平成19年 2 月 9 日 (金)
第 1,852 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

広域連合の設置の許可	(市 町 村 課)	1
結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬 事 衛 生 課)	1
結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	(")	2
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農 業 経 営 課)	3
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	3
県営土地改良事業の工事の完了	(")	3
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定施業要件の変更	(")	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	4
道路の供用開始	(")	6
都市計画事業の認可	(都 市 計 画 課)	7

公 告

公立大学法人島根県立短期大学部の施設・設備総合管理業務の事業予定者選定の ための提案競技の実施の中止	(総 務 課)	7
島根県人事給与システム運用機器(利用者端末)の賃貸借契約に係る一般競争入 札の実施	(人 事 課)	7
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	9
平成19年度島根県立農業高等学校の第 2 次学生募集	(農 業 経 営 課)	10
島根県職業能力開発計画の策定	(労 働 政 策 課)	11
公共測量の終了	(用 地 対 策 課)	11
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	11
都市計画変更の図書の縦覧(2 件)	(下 水 道 推 進 課)	12

告 示

島根県告示第109号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の規定に基づき、松江市長ほか20市町村長から申請のあった島根県後期高齢者医療広域連合の設置については、平成19年2月1日に許可したので、同法第285条の2第2項の規定により告示する。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第110号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016 - 37	平成18年6月1日
大蘆歯科医院	松江市魚町56	平成18年6月22日
江の川薬局	江津市江津町1032 - 24	平成18年6月3日
サン薬局	大田市長久町長久口225 - 6	平成18年6月8日
おすか歯科医院	松江市黒田町深坪23 - 4	平成18年7月19日
やまうち内科	大田市長久町長久口225 - 5	平成18年7月1日
えびす薬局	浜田市蛭子町22 - 1	平成18年8月1日
天満ゆい薬局	浜田市天満町24 - 1	平成18年9月1日
ホスピタルかんど	出雲市西新町2丁目2457番地7	平成18年9月21日
ヒルズ薬局三隅店	浜田市三隅町三隅1339番地	平成18年9月4日
手納医院	出雲市小山町300 - 3	平成18年10月1日
出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成18年10月1日
スイング平田薬局	出雲市西平田町50番地	平成18年10月1日
おおぎ調剤薬局	雲南市大東町大東1083 - 1	平成18年10月24日
原歯科医院	簸川郡斐川町学頭693 - 2	平成18年10月2日
あさひまち内科クリニック	松江市朝日町476 - 7 2階	平成18年11月11日
はまもと内科クリニック	雲南市大東町大東1012 - 5	平成18年11月1日
セラ薬局ポエム店	松江市東津田町1198 - 6	平成18年11月1日
あさひ薬局	松江市朝日町476 - 7	平成18年11月7日
有限会社 加藤薬局	松江市米子町52	平成18年12月1日
上田歯科医院	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2階	平成18年12月1日
にしこおり耳鼻咽喉科クリニック	出雲市大津新崎町2 - 23	平成18年12月1日
医療法人石原医院	仁多郡奥出雲町横田1044	平成19年1月1日
町立鳥上診療所	仁多郡奥出雲町大呂1182番地2	平成19年1月1日
はっとり皮ふ科クリニック	松江市東津田町1769 - 2	平成19年1月1日
医療法人中村整形外科	浜田市殿町74 - 2	平成19年1月1日
医療法人長岡整形外科医院	益田市須子町13番24号	平成19年1月1日
菅原歯科医院	雲南市木次町新町29	平成19年1月5日

島根県告示第111号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
江の川薬局	江津市江津町667 - 1	平成18年 5 月31日
島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1551	平成18年 5 月31日
医療法人永岡内科医院	出雲市塩冶町1156	平成18年 5 月30日
D・C・B薬局県立中央病院前店	出雲市姫原 2 丁目 7 - 2	平成18年10月13日
長岡整形外科	益田市須子町13 - 24	平成18年12月31日
渡辺歯科医院	浜田市遠田町2665 - 1	平成18年12月31日
石原医院	仁多郡奥出雲町横田1044	平成18年12月31日
中村整形外科	浜田市殿町74 - 2	平成18年12月31日

島根県告示第112号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定により、社団法人奥出雲町農業公社の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により告示する。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 農地売買等事業
- 2 農地売渡信託等事業
- 3 農地貸付信託事業
- 4 農業生産法人出資育成事業
- 5 研修等事業

島根県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（津和野）地区西谷工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成19年 2 月 9 日から21日間
- 3 縦覧の場所
津和野町役場

島根県告示第114号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に

より告示する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
稲用地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成18年11月13日

島根県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市大社町逢堪字阿式1744 - 19
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第116号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年11月13日農林水産省告示第1575号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第117号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長	
県 道	大東東出雲線	八束郡東出雲町意宇南六丁目 3 番 8 地先から同町意宇南一丁目 1 番 1 地先まで	前	メートル 8.80 ~ 24.60	メートル 561.00	松江県土整備事務所	土地区画整理事業	
			後	8.80 ~ 25.70	561.00		事業用地と交換	
"	三刀屋木次インター線	雲南市木次町下熊谷1080番 1 地先から同地先まで	前	24.00 ~ 35.00	6.00	雲南県土整備事務所	不用物件発生	
			後	24.00 ~ 34.50	6.00		減幅 払い下げ	
"	出雲路自転車道線	出雲市荒茅町852番 3 地先から同市大社町中荒木1043番 1 地先まで	前	A	3.00 ~ 5.50	267.00	出雲県土整備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 河川管理者へ返還 中小河川改修工事に伴う県道付替
				B	3.50 ~ 10.00	275.00		
			後 B	3.50 ~ 10.00	275.00			
"	"	出雲市大社町中荒木1043番 1 地先から同1069番 1 地先まで	前	A	2.00 ~ 5.00	290.00	出雲県土整備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 河川管理者へ返還 中小河川改修工事に伴う県道付替
				B	3.50 ~ 8.00	288.50		
			後 B	3.50 ~ 8.00	258.50			
"	大社立久恵線	出雲市松寄下町1086番 2 地先から同町1078番 3 地先まで	前	7.60 ~ 9.00	79.60	出雲県土整備事務所	拡幅	
			後	8.70 ~ 9.70	79.60		河川改修工事に伴う橋梁架替	
"	平田停車場線	出雲市平田町東本町949番 9 地先から同町中本町994番 1 地先まで	前	6.00 ~ 6.00	103.50	出雲県土整備事務所	街路事業	
			後	11.90 ~ 12.30	103.50		拡幅	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4073番地先から同4075番 2 地先まで	前	33.30 ~ 47.00	18.00	県央県土整備事務所	道路改良事業	
			後	23.00 ~ 41.00	18.00		減幅 事業用地と交換 不用物件発生	

"	三瓶山公園線	大田市三瓶町池田字吉町田2617番1地先から同地先まで	前	13.60~ 23.60	52.00	県央県土整備事務所大田事業所	災害防除工事
			後	15.00~ 33.00	52.00		拡幅
"	"	大田市三瓶町池田字吉里松2549番3地先から同地先まで	前	18.00~ 30.00	97.00		災害防除工事
			後	25.00~ 39.60	97.00		拡幅
"	三隅美都線	浜田市三隅町向野田489番2地先から同486番1地先まで	前	5.50~ 8.00	145.00	浜田県土整備事務所	災害防除工事
			後	21.00~ 67.60	145.00		拡幅
"	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1020番2地先から同字ゴンデ926番1地先まで	前	3.40~ 7.50	245.90		道路改良工事
			後	9.00~ 14.40	245.90		拡幅
"	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町南方川辺295番1地先から同町北方客ノ森357番5地先まで	前	10.00~ 22.00	560.00	隠岐支庁県土整備局	拡幅
			後	10.00~ 24.00	560.00		特定交通安全施設整備工事
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久向灘17番1地先から同地先まで	前	24.40~ 34.40	25.00		災害防除工事
			後	27.00~ 47.80	25.00		拡幅

島根県告示第118号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	八束郡東出雲町意宇南六丁目3番8地先から同町意宇南一丁目1番1地先まで	メートル 561.00	平成19年2月9日	松江県土整備事務所	
"	多伎江南出雲線	出雲市上塩冶町2646番1地先から同町2637番9地先まで	230.00	平成19年2月9日		
"	大社立久恵線	出雲市松寄下町1086番2地先から同町1078番3地先まで	79.60	平成19年2月9日		

"	斐川出雲大社線	出雲市八島町464番 1 地先から同町503番 1 地先まで	168.80	平成19年 2 月 9 日	出雲県土整備事務所	
		出雲市大社町入南574番 3 地先から同546番 2 地先まで	219.00	平成19年 2 月 9 日		
"	平田停車場線	出雲市平田町東本町949番 9 地先から同町中本町994番 1 地先まで	103.50	平成19年 2 月 9 日		
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町中川四百田104番地先から同町長福火ノ口238番 2 地先まで	900.00	平成19年 2 月 9 日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
"	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町郡千田531番 3 地先から同39番 2 地先まで	80.00	平成19年 2 月 9 日	隠岐支庁県土整備局	
"	池田中町線	隠岐郡隠岐の島町有木殿屋敷29番 7 地先から同町有木前田50番 8 地先まで	103.00	平成19年 2 月 9 日		

島根県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業 3・4・30号二京町三京町線

3 事業施行期間

平成19年 2 月 9 日から平成23年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市今市町字漆垣地内

(2) 使用の部分

なし

公

告

平成18年12月26日付け島根県報第1,841号で公告した公立大学法人島根県立大学短期大学部の施設・設備総合管理業務の事業予定者選定のための提案競技については、都合によりその実施を中止する。

なお、当該提案競技の実施については、改めて必要な手続を行う。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告

する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

島根県人事給与システム運用機器（利用者端末）の賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県人事給与システム運用機器（利用者端末）調達仕様書による。

(5) 入札方法

入札者は、島根県人事給与システム運用機器（利用者端末）の賃借料総額（賃借料の月額に契約期間の月数（60月）を乗じて得た額。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「14借入品」中分類「(2)情報処理機器」）に登載されている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 0873 島根県松江市内中原町255番地1
自治研修所別館2階B - 2（総務部人事課分室）
島根県総務部人事課
電話 0852 - 22 - 5945 F A X 0852 - 22 - 6324

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年2月9日（金）から平成19年2月20日（火）までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年2月27日（火） 午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県会議棟第 4 会議室

ウ その他

郵便、ファクシミリ、電話その他による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年 1 月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 八雲会

3 代表者の氏名

佐藤 治男

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市大庭町字下ノ原761番 1

5 定款に記載された目的

この法人は、心のケアを必要とする精神障害者及びその家族に対して、精神障害者の保健、福祉の向上を図る事業を

行い、精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

平成19年度島根県立農業大学校の養成部門の第2次学生募集を次のとおり実施する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農村地域における指導的役割を担う人材並びに認定事業体（森林組合等）における森林管理技術者を養成する。

2 一般入学検定

(1) 募集人員及び修業年限

科 名	募集人員	修業年限
園芸畜産科（肉用牛専攻）	若干名	2年
森林管理科	7名程度	

(2) 出願資格

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成19年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成19年3月に修了見込みの者

イ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

㍑ 入学願書（島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。）

㍑ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの。2の(2)のアに定める以外の者にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類

㍑ 返信用封筒（定型封筒縦20.6センチメートル×横9.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手80円分をはり付けたもの。）

㍑ 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成19年2月16日（金）から2月27日（火）までとし、郵送の場合は2月27日必着とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

- ㊦ 日時 平成19年 3 月 5 日 (月) 13時30分から16時30分まで
- ㊧ 場所 大田市波根町970番 1 島根県立農業大学校
- ㊨ 検定 一般教養試験、小論文及び面接試験とする。

イ 合格者の発表

平成19年 3 月 9 日 (金) 島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

4 その他

願書等島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒 (角形 2 号縦33.2センチメートル×横24センチメートル 1 枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの) を同封すること。

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、島根県職業能力開発計画を策定したので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 6 項の規定により別冊のとおり公表する。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

別冊は、掲載を省略し、島根県商工労働部労働政策課及び松江・出雲・浜田・益田各高等技術校に備え置いて縦覧に供する。

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は、平成19年 1 月11日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量 (基準点測量、地形測量)

2 作業期間

平成18年12月 7 日から平成19年 2 月23日まで

3 作業地域

江津市桜江町坂本 渦巻地区

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 2 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市西松井町字小原517番 3、525番 1 の一部

面積 456.29平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市西松井町517番地3
原 日出己
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
浜田都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
三隅都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課